

令和7年4月18日

株式会社グリーンパワーインベストメント
代表取締役社長 坂木 満 様

日本野鳥の会秋田県支部
支部長 佐々木 均
秋田県横手市前郷一番町1-21
(公印省略)

公益財団法人 日本野鳥の会
理事長 遠藤 孝一
東京都品川区西五反田3-9-23 丸和ビル
(公印省略)

日本雁を保護する会
会長 呉地 正行
宮城県栗原市若柳川南南町16
(公印省略)

(仮称) 上沼風力発電事業 環境影響評価方法書に対する意見

現在、縦覧中の「(仮称) 上沼風力発電事業 環境影響評価方法書」に対し、鳥類及び生態系保全の立場から下記の意見を述べる。

記

対象事業実施区域（以下、計画地）は十和田八幡平国立公園の十和田八甲田地域と八幡平地域に挟まれた区域で、その大半は水源涵養保安林となっており、豊かな森林と清流に恵まれ人工物の殆どない空間が広がっている。また、計画地は「奥羽山脈緑の回廊」に隣接しており、東山鳥獣保護区、生物多様性の保全の鍵になる重要な地域（KBA）の「十和田」、さらにはカモシカ保護区域の「北奥羽山系」が含まれており、希少鳥類のみならず、多様な動植物が生息・生育している地域である。

日本野鳥の会秋田県支部・（公財）日本野鳥の会・日本雁を保護する会は、令和6年8月に本事業に係る計画段階環境配慮書に対する意見を発出し、計画地は絶滅の恐れが高いイヌワシ・クマタカ（ともに絶滅危惧ⅠB類・国内希少野生動植物種）の生息地であること、ハヤブサ（絶滅危惧Ⅱ類・国内希少野生動植物種）・ハイタカ（準絶滅危惧）をはじめとする複数の希少猛禽類の生息地であること、様々な鳥の生息地及び渡りの経路であることを理由に、当該計画の白紙撤回を求めたが、今回の方法書に対しても計画を白紙に戻すべきであるという意見に変更はない。特にイヌワシの保護・保全は全国的に喫緊の対策が求められており、イヌワシの生息に適した環境の揃っているこの地域は手つかずのまま保全すべきであると考え。現地調査自体がイヌワシの行動を阻害する要因となるため、方法書に基づく現地調査に着手することなく現段階で事業の計画を断念すべきである。

・イヌワシについて

配慮書に対する意見で秋田県支部の姉妹団体が計画地に近い地域の山林で飛翔するイヌワシの姿を目撃していると述べたが、この事例とは別に、計画地そのもの上空においてイヌワシの飛翔がごく近年地元の愛好家により複数回確認されている。これらの状況から考えると、イヌワシが計画地付近に生息しており、計画地が生息の中心地となっている可

能性が極めて高い。計画地で広い範囲を含む上沼牧野跡は草地が広がる開放的な空間であり、イヌワシの重要な餌場としての要件を有している。また、計画地内および周辺の森林も広葉樹林が多く含まれ、イヌワシの餌資源であるノウサギやヤマドリ等動物の生息地となっている。

このような場所に風車を設置したり、環境改変工事を行ったりすることはイヌワシにとって重要な生息環境を破壊する行為であり、イヌワシ保護に大きく逆行する。影響軽減策と称して風車の位置を変更したり、本数を減らすなどの措置を行ったとしても、現時点より生息条件が悪化することは必至であり、イヌワシの繁殖率の低下にさらに拍車をかけることになる。イヌワシやクマタカといった生態系のアンブレラ種が確認された場合は、その周辺の環境を全体として保全することが重要であり、風力発電施設の候補地から外すべきである。

計画地におけるイヌワシの飛翔が複数回認められた以上、イヌワシの生息・繁殖の阻害要因となる方法書に基づく現地調査を行うことなく、現時点で事業の継続は断念するべきである。

以下に貴社が事業を続行する場合に備えて方法書の記載内容についての意見を述べるが、ここでの意見は前述の立場に立った上で方法書の記載内容について述べるものであり、準備書の段階に進むことを容認するものではない。

・希少猛禽類調査

方法書 403～409 ページ「表 6. 2-11 動物に係る調査、予測及び評価の手法」及び「表 6. 2-12 動物に係る調査内容」によると、希少猛禽類の調査を定点観察法で2営巣期（イヌワシ・クマタカの繁殖期を含む24ヶ月間程度を毎月1回3日間連続で実施）とある。しかし、12月から3月にかけてはこれら猛禽類の造巣期や抱卵期にあたり、この時期に個体にストレスを与えると繁殖そのものを中止する可能性が高いため、最大限の慎重な対応が求められる。「猛禽類保護の進め方(改訂版) — 特にイヌワシ、クマタカ、オオタカについて — (環境省、平成24年)」の内容に従って、この時期には高利用域には立ち入らない措置を取るべきであり、状況によって図 6. 2-6(1)及び図 6. 2-(2)で示された定点及び踏査ルートを変更することを検討するべきである。

・渡り鳥調査

方法書によると貴社は渡り鳥調査を3～5月、9月～11月に行うとあるが、これではガン・ハクチョウ類の越冬期の動きを把握することができない。冬至が過ぎ、昼間の時間が長くなると鳥たちの脳下垂体が刺激され渡りの衝動が次第に高まり、暖かい日があるとそれが引き金となり渡りが行われることが知られている。近年は、冬期間の極端な気温上昇がきっかけとなり、宮城県で越冬中のガン類の多くが、中継地の秋田県まで移動した後、積雪のために再び宮城まで戻るといった行動を繰り返すようになった。このような行動はこれまでの渡り調査では把握困難なので、新たな体制での調査を行うことが不可欠である。近年の傾向としてガン・ハクチョウ類の越冬地と中継地の往来は早い時には1月から始まり、2月に最も活発になることが多く、特に積雪の少ない年にはこれが顕著となる。調査日程は宮城県及び岩手県におけるガン・ハクチョウ類の動向やその年の積雪状況を把握しながら臨機応変に設定し、必要とあれば1月や2月にも渡りの定点調査を行うべきである。また、ガン・ハクチョウ類の調査としてICレコーダーを採用するということであるが、ICレコーダーの集音範囲の狭さ・收音能力・電池の持ち・風の強い時には風の音に遮られてしまう事象などを考えると有効な手段といえるか疑問である。ICレコーダーは補助的な手段と考え、目視を中心とした調査及びレーダー調査を行うべきである。ただし、レーダーを使う場合はイヌワシの飛翔・採餌に影響を与えないよう十分に留意するべきである。

・クマゲラについて

方法書の専門家意見（373 ページ）によれば、近隣のブナ林にクマゲラ（絶滅危惧Ⅱ類）が生息する可能性が指摘されている。本州産クマゲラは激減しているが、最近発見された採餌の痕跡から、数は少ないながら生息していることは確かだとされている（出典：日本自然保護協会 2024 年 10 月 <https://www.nacsj.or.jp/2024/10/42122/>）

クマゲラの食痕調査はクマゲラを脅かすことのないよう細心の注意を払うべきである。また、渡り鳥調査では効果が限定的と考えられる IC レコーダーの利用も、クマゲラ等の一般鳥類にとっては有効である可能性があるため、利用を検討するべきである。

なお、今回の意見書に記載されている内容等は省略することなく、原文のまま掲載することを希望する。

以上